

平成 29 年 6 月 5 日

各位

神奈川中央交通株式会社

当社元社員の薬物使用容疑による逮捕について（お詫び）

5月26日（金）に薬物所持により逮捕され、翌5月27日（土）付で懲戒解雇処分とした当社元社員（舞岡営業所所属 バス運転士）について、本日6月5日（月）に薬物使用の容疑で再逮捕されたことが警察より公表されました。

このような事態を招いたことについては誠に申し訳なく遺憾であると同時に、当社をご利用のお客様並びに関係各位の信頼を損ない、多大なるご心配とご迷惑をお掛けいたしましたことに対し、心より深くお詫び申し上げます。

当社では、輸送の安全確保が運輸事業者としての最大の使命と認識し、全従業員が一丸となって輸送の安全性向上に努めてきた中で、当該元社員も含めた全乗務員に対し、規制薬物検査等の実施も行ってまいりました。しかしながら、この度の事態を厳粛に受け止め、改めて社員教育の徹底を図るとともに、引き続き規制薬物検査を実施していくこととあわせ、更なる再発防止策を講じ、当社に対する利用者の皆様の信頼回復に全力で努めて参る所存です。

重ねて深くお詫び申し上げます。

以上